

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金武町は、災害対策基本法による被災者台帳の作成に関するおける特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその

他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

沖縄県金武町長

## 公表日

平成29年9月15日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
②事務の概要	災害対策基本法第90条の3第1項に基づき被災者台帳を作成する。 上記法令及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を下記のじむにて使用。 ①被災者台帳の作成、②被災者情報の管理  ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	1. 被災者生活再建支援システム 2. 著民情報系基盤システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第一項別表第一「36の2の項」 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第28条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 情報照会: 56の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課
②所属長	総務課長 安富祖 昇
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒904-1292 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地 金武町役場 総務課 情報公開担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒904-1292 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地 金武町役場 総務課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	平成29年9月15日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年9月15日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

变更箇所